

## 役員及び評議員並びに委員等に対する報酬及び費用弁償支給規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について、また優先入所検討委員会、苦情処理第三者委員会の第三者委員及び評議員選任・解任委員会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、優先入所検討委員会及び苦情処理第委員会<sup>2</sup>の第三者委員並びに評議員選任・解任委員会委員をいう。

### (報 酬)

第3条 役員、評議員及び委員は、無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 費用弁償は、次に掲げる者について支給する。

- (1) 理事会、監査及び評議員会に出席した役員及び評議員
- (2) 優先入所検討委員会及び苦情処理第三者委員会及び評議員選任・解任委員会に出席した委員

2 費用弁償の額は、日額 5,000 円とする。ただし、法人の業務又は研修会等のため出張したときは「社会福祉法人正生会旅費規程」に定める旅費を費用弁償として支給する。

### (支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法は、現金で直接本人に支払うものとする。

### (適用除外)

第6条 法人の役員又は委員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人正生会の役員等に対する報酬及び費用弁償支給規程（平成13年9月6日施行）は、廃止する。